

制度参加者等への反社会的勢力に係る対応等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

平成 25 年 10 月 31 日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が運営する株式等振替制度における制度参加者への反社会的勢力に係る対応等に伴い、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）、株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）及び株式等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（以下「システム利用規則」という。）の一部について改正を行う。

2. 改正概要

- (1) 機構は、制度参加者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、機構加入者口座の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。
(規程 第 290 条の 2)
- (2) 機構は、制度参加者になるために機構に対して申請を行った者に対して、当該申請者が反社会的勢力に該当しないことを約諾する旨の書面の提出を求めるものとする。
(規則 第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 10 条の 2、第 11 条、第 16 条)
- (3) 制度参加者は、機構システムの利用に係る業務の処理等を第三者に委託する場合には、反社会的勢力に委託してはならないものとする。
(システム利用規則 第 17 条)
- (4) その他所要の改正を行うこととする。
(システム利用規則 第 16 条、第 17 条)

3. 施行日

平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

以 上